平成２６年（フ）第５０４８号
大阪府摂津市東正雀19番18号　カラスキ館105号室
債務者　野村　実咲（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６０３号
東京都立川市柴崎町５丁目18番39号
債務者　渡邉　政和
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月29日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１７０１号
神奈川県大和市西鶴間６丁目30番11号　ＫＩガーデンズ壱番館107
債務者　五味　朋香（旧姓池）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７４３号
横浜市鶴見区東寺尾６丁目23番６号　サンライズ東寺尾Ⅲ103
債務者　西澤　十洋
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９号
熊本県人吉市中神町字段146番地15
債務者　川田　亜樹
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８９４号
横浜市中区西竹之丸119番地　山寿ハイツⅡ201号室
債務者　牧野未由布
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８９５号
横浜市中区本牧間門１番16―206号
債務者　渡邉　智之
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８９６号
横浜市中区本牧間門１番16―206号
債務者　渡邉　　彩（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９号
熊本県人吉市中神町字段146番地15
債務者　川田　亜樹
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第８７９号
東京都東大和市上北台３丁目866番地の６東大和マンション213号
債務者　堀田　修二
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４７８号
岡山市南区藤田418番地71
債務者　戸田　祥三
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１６７１号
東京都板橋区仲宿57―12―101
債務者　佐藤　敏之
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６７２号
神奈川県厚木市下荻野1228―１―205
債務者　戸高　　瞳
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６７３号
千葉県佐倉市宮前３丁目20―３―401
債務者　森田　浩司
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６７４号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目１―12―207
債務者　上田　成美（旧姓預）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６７５号
東京都荒川区東尾久５丁目12―10―706
債務者　戸畤　恵美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部